

令和4年度 桐生市空き店舗活用型 新店舗開設・創業促進事業補助金

基本補助金

一定期間使用されていない店舗、事業所、工場や、一定期間居住していない住宅を改修し、新店舗又は事業所を開設する方に、改修工事費の1/2を補助します。

- ① 中心市街地(*)の区域内での新店舗開設(補助額 上限:100万円)
*市が指定した特定区域(本町一丁目～六丁目、末広町、錦町等)
 - ② 中心市街地の区域外での新店舗開設(補助額 上限:50万円)
- ②は、一定期間使用されていない店舗改修のみ補助対象。

加算補助金

「桐生市中心市街地空き店舗情報登録制度」に登録されている物件を活用する場合は、基本補助金に10万円を加算します。

※但し、加算分を含めた補助金の額は、補助対象工事費の額を限度とします。

補助の条件等

対象者

個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの(予定を含む)。
(市税等を滞納しているものは除く。)

対象経費

新店舗等の改修に要した工事費
(市内業者に発注したものに限り)
工事費:内外装工事、給排水設備工事
冷暖房・空調工事、電気工事など

※補助金の交付決定前に、**工事着手(契約)**をした場合は、**対象外となりますので、ご注意ください。**

対象要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ・当該年度内に開業できること
- ・市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を受けること
- ・1階において主たる営業を行うこと
- ・週4日以上営業すること
(午後5時から午前5時までの間のみの営業は対象外)
- ・出店地域の商店街団体に加入すること
(①の区分のみ)
- ・過去3年以内に本補助金の交付を受けていないこと

補助は予算の範囲内で行います。申請状況については、お問い合わせください。

問合せ先 桐生市産業経済部商工振興課商業金融担当

TEL0277-46-1111(内線563) E-mail shoko@city.kiryu.lg.jp

■事業開始の流れ

1. 事業計画書を作成する。
2. 市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を得る。
 - ※複数年に亘り継続的な経営を行う具体的な事業計画であるかどうかを診断します。
 - ※「可」の判断を受けるまで、事業計画を再検討していただくことがあります。
3. 関係書類を揃え市に補助金交付申請する。
4. 市から補助金の交付決定を受ける。
5. 事業を実施（改修工事契約、工事着手）する。
 - ※ 交付決定前に実施したものは対象外になりますので、ご注意ください。
6. 事業完了後、関係書類を揃え実績報告書を市に提出する。
7. 市から補助金が交付される。

申請書類等

| | 添付書類 | 様式 |
|---|-------------------|--|
| ① | 交付申請書 | 様式第1号 |
| ② | 事業計画書 | 様式第1号-2 |
| ③ | 事業計画に対する診断書 | 様式第1号-3 |
| ④ | 事業継続に関する誓約書 | 様式第1号-4 |
| ⑤ | 暴力団等でないことの誓約書 | 様式第1号-5 |
| ⑥ | 飲食業に係る宣誓書 | 様式第1号-6 ※ 飲食業の開業のみ必要 |
| ⑦ | 補助事業に関する書類 | ・個人の場合は住民票 ・法人または団体の場合は定款、規約の写し |
| ⑧ | 事業実施場所を示す書類 | 当該空き店舗の地図、改修前の内外部写真 |
| ⑨ | 改修に関する書類 | ・当該空き店舗の賃貸借又は売買契約書写し ・改修に関する図面、見積書等経費内訳 |
| ⑩ | 法令等許認可が必要な場合の関係書類 | ・資格認定書の写し、許・認可証の写し |
| ⑪ | 納税証明に関する書類 | 市税の完納証明書 |
| ⑫ | 補助金の交付先に関する書類 | 預金口座番号等が確認できる通帳の写し |

※ 事業完了後には、別途、実績報告書を提出していただきます。